



子育て

子育て短期支援事業のご案内

問 伊奈庁舎こども課 ☎58・2111 (内線4206)

保護者が疾病などの事由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童を、児童福祉施設でお預かりします。

▼対象となる児童は市内に居住する18歳未満の児童で、その保護者が次のいずれかの事由に該当する場合

- ① 疾病などの健康上の事由
- ② 育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、または育児不安などの身体上もしくは精神上の事由
- ③ 出産・看護・事故・災害・失踪などの家庭養育上の事由
- ④ 冠婚葬祭・転勤・出張・学校などの公的行事への参加などの社会的な事由
- ⑤ 経済的な問題などにより、緊急または一時的に児童の養育などが必要とする場合

▼利用施設

- 社会福祉法人茨城県道心園 (土浦市並木3丁目18番5号)
 - 社会福祉法人窓愛園 (土浦市殿里20)
 - 社会福祉法人同仁会 (つくば市高崎802-1)
 - 日本赤十字社茨城県支部乳児院 (水戸市小吹町2673-1)
- ▼利用期間は原則1回の利用に

つき7日以内。施設に空きがない場合は利用できないこともあります。

▼利用料は児童1人につき1日あたりの金額

- ◎ 生活保護世帯：無料
- ◎ 非課税世帯・母子家庭世帯・



お知らせ

ひとり親家庭の資格取得を支援します

問 伊奈庁舎こども課 ☎58・2111 (内線4206)

ひとり親家庭の親が就職に有利な資格を取得するために、1年以上養成機関などで修業する場合、経済的支援を行います。

▼支給対象者は次の要件すべてに該当する者

- 市内に住民登録のある母子家庭の母または父子家庭の父
- 児童扶養手当の支給を受けている方、または同様の所得水準にある方
- 修業年限1年以上の養成機関において、資格の取得が見込まれる方
- 就業または育児と修業の両立が困難であると認められる者
- 過去に当該事業(趣旨を同じくするほかの給付金を含む)を利用していない方
- 市町村住民税などを滞納していない方

父子家庭世帯および養育者世帯
：2歳未満11000円／2歳以上10000円
◎その他の世帯

2歳未満の児童は5350円
2歳以上の児童は2750円

▼申請に必要なもの

- 子育て短期支援事業利用申請書(こども課窓口)
- 非課税世帯は「非課税証明書」の添付・印鑑

ない方

▼対象資格は看護師(准看護師)

- ・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・そのほか市長が適当と認める資格

▼支給期間：個々に異なりますので、ご相談ください。

▼支給額：市町村民税課税世帯：月額7万5000円／市町村民税非課税世帯：月額10万円

▼相談および申し込みは支給を希望される方は給付金申請前に事前相談が必要です。

※来年4月からの支給を希望する方は、初回の相談を10月末までにお願ひします。

▼審査は支給にあたっては審査を行います。審査の結果、支給できない場合もあります。

くらしのQ&A

「暮らしのレスキューサービス」を利用するときは

Q

「暮らしのレスキューサービス」を利用する際の注意点を教えてください。(60代・女性)

A

トイレの詰まり、水漏れ修理、鍵の修理など緊急トラブルで利用する「暮らしのレスキューサービス」は、消費者の手助けになります。

その一方で「見積もり無料の広告を見て業者を呼んだが、料金が思ったより高額だったので作業を断ったところ、見積もりにかかった費用を請求された」「見積もりを取るだけのつもりが、『そのままにすると大変なことになる』とその場で高額な契約をするよう急がされ、十分な検討をしないまま契約してしまった」などの相談が寄せられています。

納得できないなら、はっきり断る

トラブルに遭わないためには、広告の料金でどのような作業ができるのか、実際の作業にはどの程度の料金がかるのか、などを事前に確認しましょう。トラブルを早く解決したい気持ちから、その場で契約してしまいがちですが、料金やサービス内容に納得できないときには、はっきりと断りましょう。

訪問販売に当たる場合にはクーリング・オフができますが、業者が応じないケースも報告されていますので十分注意してください。

消費生活センターイメージキャラクター「まみりん」



問 市消費生活センター (谷和原庁舎1階) ☎25 3288